

リストラ体制の法構造

——企業の法社会学から資本の法社会学へ——

池島 宏幸

目次

はじめに——「企業動態法論」序説

一、前世紀末九九年体制（明治三三）と企業法

二、今世紀末体制をめぐる「リストラ」ブームに現われている「企業・資本・経済の法」の諸問題点

三、規制緩和と「法」と「法意識」の問題——「法条文」と「法状況」の乖離

四、企業の資本調達の様態化

五、商法に企業法の改正・運用による強化

六、経済法の改正・運用による強化

七、「リストラ支援法」の登場

八、消費者法から生活者法への動向

まとめにかえて——市民・生活者・活動型会社と企業法への
模索？

年表

はじめに——「企業動態法論」序説

私の著書『大企業支配体制の法構造——商法改正問題の史的検討とその拡がりの側面から——』日本評論社（一九八四年——昭和五九）および、同『現代企業法と国際化』成文堂（一九九〇年——平成二）の二冊中、とくに右冒頭の掲掲著書の三頁以下二頁には、一一年余前になるが、ほぼつぎのように述べた。^{（一）}

「大企業支配体制は、現代資本主義経済の下で、……法構造の根幹にも、多様な変容がもたらされつつある時代である。むしろ、そのような変化の多様化によって、その体制はますます強固かつ複雑化の方向をしめしつつある。……現行商法典は、連続改正によって、徐々に段階的に、その守備範囲を確実に把握すべく対応して……体制の現実とその拡がりの動向、つまり現代企業をめぐる経済的実態が商法典より先行し、……法と現実との乖離が甚だしくなっている……現代の人間社会の中で、どのように機能しているかを解明してゆきたい。そこにこそ……新たな『再構築』（かぎ括弧は今回付けた）の問題が必然化すると思われるからである。」と、再構築（最近の「リストラクチャリング」——リストラ）の予感を感じつつ、述べたものである。

（一） 本稿は、一九九四年（平成六）五月二四日（土）、香川大学において開催された日本法社会学会での個別報告池島宏幸「世紀末のリストラ体制の法構造——企業法、経済法の側面から——企業法の法社会学から資本の法社会学への視点で」日本法社会学会学会機関誌「法社会学」四七号（一九九五年）所収——同論文の枚数制約（約二五枚）と学会報告当日での報告時間の制約で省

略した部分等を付加・補充したものである。

一、前世紀末九九年体制（明治三二）と企業法

総論的には、九九年体制（三二体制）——一八九九年（明治三二年）に成立した体制は、ほぼこころの法の体制であるという前提によっている。

当時、来る二〇世紀をめざして、九九年「商法典」の成立による当時の近代法である「六法典」——明治憲法、民法、刑法、訴訟法二本に商法の登場による——六法ライン・アップがスタートした前世紀末九九年の法体制、その枠組みが、戦後の今日の法状況までも、途中中断があっても再編成されて、今日まで、現代を規定してきているといえよう。

最近では、二一世紀をめざす地球レベルの環境基本法まで登場して、「消費者法から生活者法」へと、国際・地球的「地球法」というか、「人間法」まで、「リストラ」と「ハーモナイゼーション」による国際化、が展望されている。明治期の富国強兵→戦後の平和憲法の下での、キャッチ・アップ体制という国際化から——日本独自の国際化による日本型資本主義での「リストラ元年」の一九九三年（平成五）、企業・事業から始まったリストラクチャリング（再構築）ムーブメントは、いまや世紀末をめざして、体制リストラへ、さらに、個人単位のリストラ・ブームへと広がっている。

それはいまや、「法と法意識」のリストラへ胎動・連動を始めて、その指向性は、再度、人権尊重の方向で、民主

主義的にコントロールさるべきときである。企業における労働者・組合問題（サービス残業・JR問題等々）に「人権問題」は重要な基本的側面であるが、本稿では、企業・資本・経済をめぐる、つぎの法的側面に限って、現状の把握を分析・検討する。

その間、一八九九年（明治三二）商法典の制定以来約一〇〇年になろうとする法変遷から見て、日本商法は、戦前の一九三〇年代を前後して、三〇年代前までの時期を近代企業法までの時期と、三〇年代の後から、現代企業法の時期へと転化して、法形成としては、「資本主義的企業に関する法（企業法）」として、その本質は、「資本に関する法（資本法）」の中心部分を占める法の総体として、「現代商法Ⅱ企業法Ⅱ資本法」と定義してきた。⁽²⁾

企業法においては、現代のすぐれてダイナミックな「企業」の成立・構成四要素として、まず①「資本」と、②「労働」、それに③「土地」と、本稿では新たにこれを取りまく④「情報」（グループ・ウェア―商品・製品・サービスの分類等による対象物たる「客体」と「主体」との関連としての）+「地球環境」が、二一世紀をめざす近時の最新要素として、付け加わることとなる。

このような四要素には、法的側面として、それぞれ歴史的な役割を果たす企業法（現代商法）、労働法、民法、土地法、行政法（行政手続法等）、税法（特別措置法等）、環境法（環境基本法等）等々が、それぞれこれらの側面を法的に規制していくこととなる。

法規制には、社会の「法意識」の問題が、付け加わって、例えば、企業監査・モニタリングにつき、「適法性」から「妥当性」（*sensible*）⁽³⁾の選択的意思決定まで等、「企業をめぐる法（企業関係法）」、現代資本主義企業の「コントロール（支配・制御）・コーポレート・ガバナンス」の法的意味等々から、証券取引法、独占禁止法を中

心とする経済法、国家の最高基本法たる憲法とともに国際経済法、国際法・条約(安保条約、IMF、GATT等々)まで、その動態法的視点を広げて、企業法・資本法関連分野について、その歴史的展開と、世界的な背景との位置づけでの関連で、「企業動態法論」(法「主体」と「客体」——商品・サービス・…)の分析・検討を試みる。

前掲図式(「現代商法Ⅱ企業法Ⅱ資本法」)で、不等記号を使う意味としては、商法典を中心として、商特法を始め商事・企業・資本・経済関連特別法を包含して、資本法の対象領域は、拡大することを示している。

(2) 池島宏幸「商法学の現代的課題——社会科学としての商法学」一九七三年(昭和四八)同・増補版一九七六年(昭和五一)敬文堂五五頁以下、五九頁以下。

(3) 池島「イギリスにおける不当販売とその規制——価格監視を強めるイギリス公取委」月刊国際商業(国際商業出版KK)九四年七月号八四頁以下——イギリス法では、日本法でのグレイ・ゾーンの問題を、「センシティブ」という黒に近い評価をしているようだ。

(4) 池島「法・権利主体論の展開について——消費者権から生活者権の確立へ」正田選賢論集「国際化時代の独占禁止法の課題」日評(一九九三年)三六九頁以下。同「一九九三年(平五)商法改正の動態的研究」早稲田社会科学研究所四八号八八頁。

「企業のチェック機能とコーポレート・ガバナンス」↓田村正之「株主代表訴訟は当たり前の経営を促す」内橋・奥村・佐高編『企業活動の監視』日本会社原論5(岩波書店一九九四年七月)八七頁以下。

株主代表訴訟制度による「不正監視システム等」日経新聞、九四・四・一四朝刊(検非違使構想)。

江頭憲治郎他「コーポレート・ガバナンス——大会社の役割とその運営・管理機構を考える」日本私法学会商法部会シンポジウム資料・商事法務一三六四号(九四・八・二五)。

最近の英文の代表文献は、

KLAUS J. Hopt/Gunther Teubner (Eds.), Corporate Governance and Directors' Liabilities, Legal, Economic and Sociological Analyses on Corporate Social Responsibility, Walter de Gruyter, 1985.

J. E. Parkinson, Corporate Power And Responsibility, Issues in the Theory of Company Law, Clarendon Press, Oxford, 1993.

Jonathan P. Charkham, Keeping Good Company, A Study of Corporate Governance in Five Countries, Clarendon Press, Oxford, 1994.

二、今世紀末体制をめぐる「リストラ」ブームに現れている

「企業・経済の法」の諸問題点

世紀末の近時の「リストラ」ブーム体制は、労働者・従業員・消費者・生活者等の弱者へのしわ寄せに、つまり生存権の制約へシフトしてはいないか？

一八九九年（明治三二）にスタートした日本の近代法・現代法体制（いわゆる三三二体制）は、世紀末を迎え、とくに敗戦後の旧安保、新安保、総合安保、そして融合安保体制へ、今はやりの「リストラ」（リストラクチャリング）企業再構築——アメリカの「リストラ・ブーム」の世界波及による日本企業の不況構造へ浸透？さらに世紀末の日本体制の再構築へ外圧効果が大きい）ブームで、「世代の交代」とも対応して、労使の協調・融合のスローガンによる、例えば不況によるサービス残業という無給・奉仕と賃金等の繰延べの体制、「会社主義」のネットワークに奉仕する体制へと相まって、企業・産業本位の会社人間の戦略法学一辺倒の法ないし法意識政策が、展開・進

展せしめられてはいないか？

今世紀後半の四〇数年間の平和憲法体制（その実態は、明治三二年体制の敗戦による断絶と再生による連続の併存による日本的ミックス総合安保体制から融合安保体制へ）を民主化と近代化さらに「国際化」（端的には「外圧」S I I 日米構造障壁協議、一九九〇年三月二三日「朝日新聞」朝刊によりスクープされたといわれるアメリカ対日要求文書——朝日新聞「歪んだ経済大国」一九九〇年、池島「第五の黒船襲来？」法と民主主義N o . 二五七二—五八）をキーワードとする「リストラ」による体制の再構築をめざしているようである。

「リストラ」ブームは、日本社会の全構造の諸点、例えば天皇制（皇太子の結婚、天皇の沖縄初訪問——皇室観のリストラ）を始めに、企業・労働者・組合（サービス残業）また大学（大学院大学のスタート、自己評価）等々……本稿では、会社・企業に関する法の側面から「経済」と企業に対する国民、働く消費者たる労働者、つまり現代生活者の現代的人権に関する法の動態を、下記の主な問題諸点について検討してみたい。

三、規制緩和と「法」と「法意識」の問題——

「法条文」と「法状況」の乖離

規制緩和で、経済的な「消費者」から、文化的な「生活者」への地位の確立への視点での、法的枠組み・法的ネットワークの「リストラ」問題が現われている。

「リストラ」の「大きな枠組み」、フレーム・ワークを、どのように考えて、いかに構築・再構築するか？ の問

図① 企業動態法論による法と法意識
「企業法ネットワーク」における「法源」の種類と適用の順序

法源論	自治法	条約	特別法令	法典	慣習法・慣行法	判例法	学説法
企業法 (商事法)	① 企業自治法 (定款・約款)	② 企業・経済条約 (憲法98②)	③ 企業特別法令	④ 商法典 ——	⑤ 企業慣習法・ 慣行法	⑥ 企業判例法	⑦ 企業学説法
市民法 (民事法)	⑧ 市民自治法	⑨ 市民条約	⑩ 市民特別法令	⑪ 民法典 ——	⑫ 市民慣習法・ 慣行法	⑬ 市民判例法	⑭ 市民学説法

- ①会社定款、保険契約約款、運送契約約款…
 ②統一手形・小切手条約、IMF、GATT、Agreement…
 ③商特法、有限会社法、商登法…
 ④、⑤と⑪の適用順序と効力について→商法一条を参照。
 ⑤秋葉原での販売慣行…
 ⑥八幡製鉄政治献金事件…

⑫敷金・礼金…

池島・前掲書『現代企業法と国際化』九頁
 同『現代商法学のポイント』1969年 敬文堂 一三三頁。

題となる。

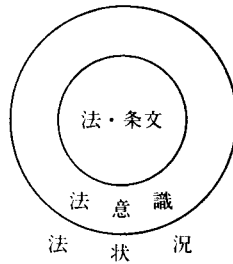
①時代の「リストラ」とともに、②法学・社会科学の方法論におよぶリストラ体制への展望が、求められる。

「世界的状況下での法的フレーム・ワーク」につき、まず、欧米的な社会システムに学んで一〇〇年、戦後、アメリカ的な社会システムに学んで五〇年、日本の社会システムとしては、企業社会・会社主義は、今後どの方向へ？ 一九世紀——西欧化から、二〇世紀——アメリカ化（パックス・アメリカーナ）といわれ、では二一世紀は？

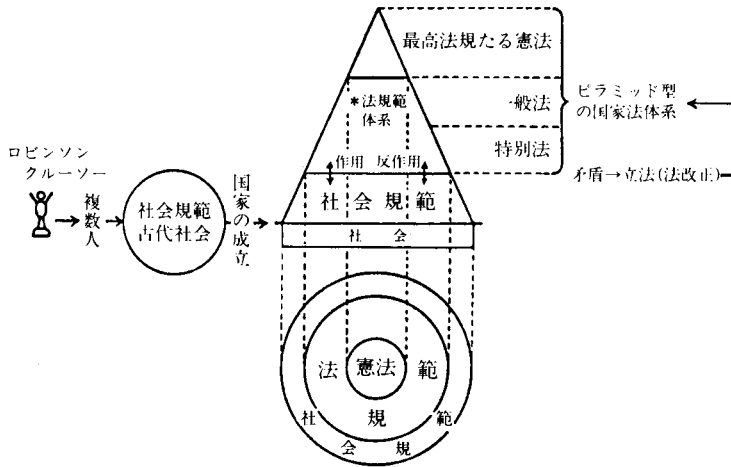
戦後五〇年の課題として、例えば対米従属外交からの脱皮？とかいわれ、例えば、総合安保体制から融合安保体制へ、

とくに近時は、国連憲章＋日本国憲法の理念の具体化の「知恵」と「イニシアチブ」を

図② 「法規範」と「社会規範」における
「法・条文」「法意識」「法状況」



図③ 基礎概念としての企業法の意義



*法規範体系——法令・規則・判例など、国家的承認により、一般のみならず、特定の顕在化した規範の総体。

企業動態法の歴史的・世界的背景の必要——池島・前掲書『商法学の現代的課題』二頁より。

如何に反映させるか？

この問題は、現代企業法の法源論 (Fountain of Justice) であるが、いわゆる伝統的には、「法源(泉)論」として、現代的には、「法」と「法意識」の問題として、「法条文」と「法意識」⁽⁵⁾・「法状況」との「乖離」(かいりー離反)の問題として、法学の基本的課題(永遠の?)である。

法的価値判断に際して、依るべき条文が無い場合は？

いわゆる「条理」によるべしとする、伝統的通説では、いわゆる明治前期の一八七五年(明治八)太政官布告一〇三号「裁判事務心得」による条理——ものごとの道理による(我妻編『民事法学辞典』下巻(有斐閣一九八八年)一八二七頁)と、されてきた。

とくに、戦後では、基本的には、最高法規たる「平和憲法の理念」によるべしとする学説が有力である。

「企業動態法論」の立場では、法とは、基本的には、法的確信および国民・国家的承認によるとしておく。

企業法における「企業法源論」とは、これら法源の種類と適用の順序(伝統的手法による)をつぎに「企業法ネットワーク」につき図示しておく。

これらは、背景的には、法と法意識、法状況に支えられている(九八頁以下図①、②、③参照)。

(5) 法意識については、とくに日本法社会学会編・学会機関誌『法意識の研究』有斐閣(一九八二年)、以降の『統法意識の研究』(一九八三年)、『法意識の研究の現状をめぐって』(一九八四年)参照。

「日本人の法意識」、「明治憲法体制の確立」——利谷信義『日本の法を考える』東大出版会(一九八五年六月)二頁以下、一四

○頁以下。六本佳平「日本人の法意識」前掲学会機関誌所掲・文献一覽、同『法社会学』有斐閣（一九八六年）二頁以下。同『法社会学入門』有斐閣（一九九一年一〇月）六頁以下、四九頁以下。

「近時の法社会学会の課題の軌跡」については、池島・前掲書『現代企業法と国際化』一七四頁以下。

例えば、①環境問題という地球環境の保全、②南北問題、③日本の会社主義による会社組織の「監査」——モニタリング・システム——コーポレート・ガバナンス（従業員・顧客等の参加による会社統治等のリストラ）——「適法性監査」から「妥当性監査」へ、さらに「第三の監査」——「地球環境監査」へと展開して……。戦後、貿易・資本・金融の自由化へ、そして、「金融の国際化」（例えば世界各地の「資本のリストラ」の進展……）による、そのリストラ法的枠組みとして、戦前三〇年代から五〇年ぶりに、八一年（昭和五六）新銀行法の登場と同時に、商法の大改正⁽⁶⁾による新たな企業資本調達全体のメカニズムが、八〇年代から九〇年代へと進展している。

(6) 池島・前掲書『大企業支配体制の法構造——商法改正問題の史的検討とその拡がりの側面から——』日評（一九八四年）とくに三〇頁、三二頁年表参照。とともに、企業法学の政策科学としての側面として、その背景を一つの時系列的（尺度としての）末尾の年表に、まとめて、社会科学としての視点を図示しておく。

四、企業の資金調達の多様化

新株発行につながる資金調達 (Equity Finance) に関して、一九八一年（昭和五六）商法大改正⁽⁷⁾によって、①時

価発行増資、②転換社債（CB）、③ワラント債（WB）——八一年以降のフレイム・ワークで準備導入——普通社債（SB）に比べ低利の資金調達、八六年～八九年——大量のEF（エクイティ・ファイナンス）の登場。

ところが九〇年始め、株価暴落で急減（経済白書九二年版）、九三年改正代表訴訟・監査役会制による会社法・企業法への「リストラ意識」の醸成へ、ためにリストラ法制と「法意識」から社会意識と「法状況」そのものの変動へ、となった（前掲図③参照）。

バブル八五年以来、ケインズ主義から新自由主義による①金融自由化と、②規制緩和の所産による動向へ、とともに、日本は最近の一〇年間、欧米に学ぶべきはないとする意識問題・法意識が？

こういう世紀末の「リストラ」ブーム体制は、労働者・消費者・生活者等の弱者へのしわ寄せに、つまり、人間・生命体の生存権の制約へシフトしてはいまいか？

会社人間主義に奉仕するコーポレート・ガバナンスによる法ネットワークと相まって、企業・産業本位の戦略企業法学一辺倒の法・法意識の政策が、展開・進展せしめられていないか？

それらに対応する企業・資本法学方法論として、企業・資本法学における①解釈法学、②予防法学（法社会学的）、③戦略法学（社会科学的）法学への展望がある（池島「一九九三年（平五）商法改正の動態的研究」早稲田社会学研究四八号八八頁参照）。

(7) 池島・前掲書「大企業支配体制の法構造」一六九頁以下、二〇一頁以下。

五、商法Ⅱ企業法の改正・運用による強化

今世紀後半の四〇数年間の平和憲法体制（その実態は、明治三三年体制の敗戦による断絶と再生による連続の併存による日本的ミックス総合安保体制から融合安保体制へ）を、民主化と近代化さらに「国際化」へ（端的には「外庄」S I I 日米構造障壁協議等）から、九三年「日米（包括）新協議」へ、キーワードとする「リストラ」と「ハローナイゼーション」へ、による体制の再構築がめざされている（体制リストラから個人単位のリストラまで）。

企業（資本）動態法序論への試論としては、①歴史的展開と②世界的背景の位置づけによるその各法制度での「法」主体組織・システム（権利・義務・責務・・・）としての企業の区分カテゴリー別でその取扱う具体的担当「法」客体（規制対象としての商品・サービス・・・）の具体的動態を、法的に集約化してみようとする試みとなろう（池島・前掲書『商法学の現代的課題』五九頁以下）。

例えば、①メーカー、②ディーラー、③金融業・テリバティブ業、情報業等々・・・

この点、後述の独占禁止法・経済法では、製造業と非製造業、私企業と公共企業・国策的企業等の「区分」（独占禁止法一〇条、一一条等）の現代法化（規模別等）の法問題（形式的平等から実質的平等へ・・・正田彬『経済法』（一九六二年（昭和三七）日評）でもあろう）。

まず近代商法から一九三〇年代を境として現代商法（企業法）へとの構造変化を経て、戦後現代商法は、連続数次の商法改正により、現代企業法へと再構築されてきている。

一九八一年（昭五六）大改正は、「商法の全面改正」の「前半部分の大改正法」であったが、その残された「後半部分の改正立法」は、後送りされ、緊急さみだれ的には、九〇年代改正が登場した。

最近の一九九〇年（平二）改正では、戦前一九三八年（昭一三）大改正以来の懸案であった「株式会社の最低資本金の法定」（二六八条ノ四新設——日本株式会社の経済的ボトム・アップへ）と発起人一人設立（新一六五条——大会社の子会社・関係会社の設立の容易化と同時に小企業の法人成りをも簡易化へ）を基本とする改正法により、二一世紀の株式会社立法を準備する企業管理政策法の展開を準備した。「基本的には、今後の新展開の基礎となる」枠組みを創設している・・・九〇年（平二）改正は・・・大小会社区分立法の二一世紀「国策会社——大規模グループ会社化——日本的系列ネットワーク化」を目指すスタート改正と位置付けられる（公取委・各年次報告書↓六 大企業集団参照）。

さらに一九九三年（平五）改正法では、

(1)株主による会社業務執行の監督是正機能の強化関係——①株主の代表訴訟の遂行容易化（敗戦直後の五〇年大改正で強化されたが休眠化していた条文を）——とくに申立て手数料を財産上の請求でない——訴額九五万円とみなした（二六七条四項）場合の八、二〇〇円の定額でよいとする立法により、株主勝訴の場合、その費用（例えば、調査費・旅費・測量費等）も相当額の支払いを会社に請求できるとした（二六八条ノ二第一項）。②帳簿閲覧権の強化——行使要件を一〇分の一以上から一〇〇分の三以上に緩和した（二九三条ノ六第一項）。

(2)会社機関による監督機能の強化——監査役制度の強化関連項目——①全株式会社の監査役の任期を三年に伸長（二七三条一項）。②大会社に関する強化——1、監査役の員数——三人以上に増員（商特法一八条一項前段）。2、

社外監査役の導入（商特法一八条後段）。3、監査役会の法制化（商特法一八条の二第一項）。

(3)社債制度整備（二九七条以下）等とくに、社債発行限度ワクの撤廃により、「社債管理会社」の新設強制導入による点（二九七条）、社債の発行・管理体制に、大蔵省・金融機関主導型（同二九七条ノ二）へ。公共的政策導入に、商法上の私的立法手法でなされた。

これらの諸点には、日米構造協議という一連の「外圧」による改正点の顕在化がみられる。「黒船による近代化」と評しうる（アメリカ人ピケンズ対小糸事件（池島・前掲論文「一九九三（平五）商法改正の動態的研究」早稲田社会科学研究所四八号八〇頁）参照）。

九四年（平六）改正は、経済界の長年の念願で、二年続きの改正として、同時に証券取引法改正とともに、「みなし配当」につき租税特別措置法改正で「源泉徴収不適用の措置」がとられ同年一〇月一日から施行された。

従業員持ち株会への株式譲渡、株式消却の場合、株式公開会社の自己株取得を緩和した（二〇四条ノ三ノ二・二〇四条ノ四・二一〇条五号・二一〇条ノ二以下）。

いずれも配当可能利益の範囲内で定時株主総会の決議を必要とし、従業員株主会への譲渡の場合、発行済み株式総数の三％が限度になった。

①使用人に譲渡するための自己株の取得の新設（二一〇条ノ二）。従業員持ち株会等への譲渡を、正当理由とされた。

②利益による株式の消却の手続の緩和新設（二二二条ノ二）。

③株式の譲渡制限のある閉鎖会社（非公開会社）の株式の取得の特例（内容的に二つの改正事項――

一つは、株主から譲渡承認請求と買受人の指定請求があった場合に、会社自身が自ら買受人になることを認めること。

もう一つは、閉鎖会社での株主の相続の場合、相続株主と会社との間に、合意による自己株取得を認めるもの——なお、有限会社の自己持分の取得にも手当てを行った。

①と②は、大規模公開会社向けの改正で、③は、中小会社向けの改正である。

六、経済法——改正・運用による強化

(1)証券取引法改正・運用の強化——証券取引等監査委員会——九二年七月設置。日本版SEC?

(2)独禁法改正——運用の強化(ガイドライン等)——罰則——法人に強化。上限一億円へ(アメリカは一〇倍以上の一、〇〇〇万ドル)。

(3)独占禁止法二五条及び民法七〇九条——不法行為に基づく損害賠償請求訴訟——例、住民が被害者の地方自治体に代わって——住民訴訟——埼玉談合六六社警告事件の資料提出——公取委九三・八・二七——東京新聞同九・二七—一〇・三。

(4)憲法・行政法——地方自治法・税法等運用の強化。——二一世紀を準備する基盤整備的立法へ。

「環境基本法」、九三年新設、「行政手続法」(兼子仁「行政手続法」岩波新書一九九四年二月)の登場——行政指導問題。住民訴訟↓損害賠償問題。使途不明金・秘匿金——使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例——一連の

ゼネコン汚職事件等で問題となった企業の使途不明金への課税強化——などが設けられた。商事法務一三五二号四六頁。政治献金問題。↓会社の重役・経営者の責任問題↓公正・社会責任、地球環境責任等へ（法源として、「税法は商法（＝企業法）の特別法」とされる。北野弘久『現代企業税法論』岩波書店（一九九四年五月）三四頁以下。）

(5)一連の中小企業経済法である「リストラ支援法制一九九三年（平五）」の登場へ——中小企業新分野進出等円滑化法、小規模事業者支援促進法等（後述）。

世紀末リストラ体制の一環として、商法等一連の企業法・経済法・国際経済法・資本法の改正立法は、適用対象の実体である現代企業の巨大（国策的？）・大・中・小の区分に対応して、流動的であり、戦略的である（二二世紀はアジアの時代と称して——末尾年表参照）。

日本型資本主義とアメリカ型資本主義との調整ともいわれる日米障壁協議（S I I）などによって、もたらされるその「第五の黒船効果」である「外圧と世代交代による自己変革」による、近代化される「三二（一八九九年）体制」は、今世紀に続き「リストラ」しつつ二二世紀へ向け、各種の基盤整備的改正・立法が展開している。

現代の企業社会での企業の責務追及の「メカ」の再構築⁽⁸⁾には、二二世紀を地球規模で展望する人権尊重の視点が没却されてはならず、働く国民・生活者の人権重視の「法・法意識ネットワーク・システム」の確立こそ必須急務である。

(8) 池島「リストラ体制下の企業法ネットワークの活性化への提言」法と民主主義二八八号（一九九四年六月）。

七、「リストラ支援法」の登場

このように一つの歴史的画期となった一九九三年に入って日本でも全国的に「建て直し・見直し」という意味でのリストラ・ブームで、企業・資本のリストラから、各種団体、政党、地方自治体、さらには国家体制までリストラの波が押し寄せているなかで、通産省も、中小企業のリストラを支援する法を制定し、中小企業向けの政府系機関にリストラ支援枠を設け、新規事業に乗り出す中小企業に新事業開拓補助金制度を創設している。

一連の「リストラ支援法」の主な法制度ネットワークは、以下のようである。

(1) いわゆる「リストラ支援法」(「特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法」)は、七年間の時限法として、九三年(平五)一月二十五日～二〇〇五年(平一二)二月二五日、「同施行令」——山本健介・通産省中小企業庁指導部指導課長補佐「中小企業新分野進出等円滑化法の制定とその内容(ポイント解説)」企業診断四一卷三号(九四年三月)六三頁以下。

同法一条は、目的として、例えばアジアなどでの、国際分業の進展、新分野進出等、これらにより、国際的下請け・「横受け」(日経新聞九四・三・一四ネットワーク経営)等を想定している。

二条三項で、特定中小企業者は、工業化、その他の業種で政令による特定業種とする。従来と異なる困難な状況にある機械系の中小企業に対するリストラ対応に特質がある。

関連支援措置としては、(1)金融上の措置として、①中小企業近代化資金等助成法の特例(貸付の償還期間の延長

——五年から七年、八年へ)、②中小企業信用保険法の特例(保険限度額の別枠化と増額、てん補率引上げ、保険料引下げの措置)、③低利融資制度——「財割れ融資」(三、五〇%程度、貸付規模：年間二〇〇億円)貸付規模は、五年間で五、〇〇〇億円(当初一年間で約二、〇〇〇億円)、「財政金利割れ融資」は、五年間で一、〇〇〇億円、④中小企業事業団高度化融資制度で融資条件を優遇。承認計画による各種高度化事業(集団化事業、共同施設事業、設備リース事業、知識集約化事業、企業合同事業)を構造改善等「高度化事業」(特定)の対象に追加し、融資条件を優遇——原則八〇%、無利子。

(2) 税制上の措置——①三〇%の「設備の特別償却制度」の創設または七%の税額控除。②試験研究税制、③欠損金の繰戻し償還の特例の創設。

(3) 予算上の措置——新分野進出等事業費補助金——四八中小企業社、九組合——二五三、三五〇千円。

(2) 小規模事業者支援促進法——「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」(九三年五月制定)による総括化?——通産省中小企業庁小規模企業部編『小規模事業者支援促進法の解説』通商産業調査会(九三・一〇)。

同法により、小規模事業者——常時使用する従業員が二〇人以下(商業・サービス業では五〇人以下)の商工業者の、近時の減少化に、歯止めと活性化を試みている。

九四年七月に入って、「リストラ支援法」適用申請、急速な円高で急増した。都道府県別では、東京都、大阪府、石川県の順。繊維関連企業が付加価値の高い独自製品による融資申請活用のケースが多い(日経新聞九四・八・三朝)。

(3) 国際的海外支援政策 (ODA、政府開発援助) —— 外務省『わが国の政府開発援助』(概要版) 国際協力推進協会一九九三年、二八頁、国別一覽表。

その他、最近の例として、経団連は、企業のリストラ支援の促進のため、「余剰設備」を途上国へリストラ支援を仲介して——経団連加盟の主要企業が出資する「日本国際協力機構 (JAIDO、八九年四月設立)」を通じて実施、①東邦レーヨンのウズベキスタンへの紡織機の売却、②NKK系電炉大手のトーア・スチールの電炉・棒鋼工場のオーマンへの売却の計画の支援、さらにNKK京浜製鉄所設備のフィリピンへの売却交渉等 (日経新聞九四・七・二〇朝)。

八、消費者法から生活者法への動向

戦後四〇余年の消費者保護の軌跡が、光と影の面を伴いながら、経済の展開と調和の歪みの具体化される現実は、「会社・企業との不透明な調和条項」が、集積・山積されてきていて、それらが一定の経済社会・法規範的機能を果たしつつある。

会社・企業優先から人権・生存・生活・人間中心へと戦後確立されてきた「労働者たる消費者」を、二一世紀に向けて内容的に確立・強化して、動的な・ダイナミックな「人間としての文化生活者」という法主体概念を確立し、その動態的把握が検討されねばならないときにきている(特集、池島司会——消費者被害の根絶を求めて——消費者問題の現状とその構造的課題——) 法と民主主義N〇・二七七)。

したがって、かつての「人生わずかに五〇年」の下での労働者、消費者から、「人間平均八〇年寿命時代」の長寿社会に生活して、労働者であった、さらに中小企業者、農漁民であった年金生活者等も含んで、大同団結・結集した「人間としての（文化）生活者」の法的概念が希求されねばならない。

この法主体こそ、現代のリバイアサンⅡ大企業に対決する法人格である。

まとめにかえて——市民・生活者・活動型会社Ⅱ企業法への模索？

会社は、企業は、だれのものか？ コーポレート・ガバナンスの焦点であろう。

従来からの「キャッチ・アップ体制」の下では、理念的に法の定式通りに、何の疑いもなく、会社企業は、出資者・株主のもの、と想定する「株主という公的でない・私的な形式での利益追求優先型の会社企業」が、当然とされてきた（プリバタイゼーション——民営化の動向——三橋規宏『サッチャリズム』——世直しの経済学——中央公論社一九九〇年）。

さらに次の段階では、日本は古い文化を守るだけでなく、新しい文化を創出し、本当の豊かさをめざす社会的存在物としての企業、それらは、独占的大企業から中小企業さらに零細企業までの企業組織メカニズム（以下、メカ）の存在——これらが日本では、日本型資本主義の特徴として、「系列」のネットワークにおけるメカの存在には、法的なワクを越えて、いわゆる「企業のスティックないしスティック・ホルダー」（Stake or Stick Holder）（例えば、アメリカ社会では、一九六〇年代後半から、地域社会の経済的・社会的強さと言われる、フィランソロピー、企業

図 「企業法ネットワーク」における「世界の500企業」

フォーチュン紙 世界500企業数	161	128	40	32	30	12	14	9	9	8	上段93年 下段94年
世界500企業数	154	135	41	32	26	12	12	10	9		
国別	米	日	英	独	仏	韓	瑞典	豪	スイス	カナダ	
NO.1 企業 1994年	GM	トヨタ	BP	D.Benz	エルフ	三星	ボルボ	ブロッケン	ネスル	北テレコム	

FORTUNE INTERNATIONAL, THE FORTUNE GLOBAL 500, - JULY 26, 1993, pp. 36 & op. cit. JULY 25, 1994, pp. 44.

アメリカ国内500企業の本店(H.Q.)所在地の推移(25年前～93年)

	93年	25年前
①州—カリフォルニア	48社	40社
②州—イリノイ	44社	59社
③州—ニューヨーク	43社	148社

FORTUNE INTERNATIONAL, THE FORTUNE GLOBAL 500, - APRIL 18, 1994, pp. 177.

の寄付や社会的・文化貢献活動が、六九年の税制改革によって、これらの非営利の部分が非常に増えた。山本正・小島明「クワイランソロピ―国家日本」の提唱——サード・セクターこそ社会変革の触媒」中央公論一九九〇年(平二)六月号四〇二頁以下等。の存在が問題とされている。

日本語訳には、利害関係者、賃上げ要求人、分を守る人、他人のことに余計な口出しをしない人、支持者、弁護人……顧客、利用者、地域住民等々と意識できることによって、その言葉の企業・法社会学的存在の意味が問われているのが、昨今である。

独占的大企業とか大企業では、「系列」の支配ネットワークとともに、年次の「独占白書」(最近のものとしては、公正取引五二六号(九四年八月)公取委企業課、商事法務一三六五号(九四年九月)同)の指摘することく、「競争政策」の観点に限定しながらではあるが、世界的地球規模の影響力として、「経済的総合力」の監視をすることの重要性を企業法の視点からも、必要である。

かつて、「公取委の活躍が従前以上に期待される昨今、同白書は、まさに頂門の一針とも受けとめられるべきであつて、明述されていない行間の背後にある実態の冰山の一角を指摘したものといえる。したがって、・・・全体構造は、われわれ国民サイドで、積極的に浮かび上がらせる努力が必要と思われる。」(池島・前掲書『大企業支配体制の法構造』一一頁)。

地球規模では、世界の五〇〇企業 (FORTUNE INTERNATIONAL, THE FORTUNE GLOBAL 500, VOL. 128, NO. 2, JULY 26, 1993. — 凶参照、なお第一位アメリカ企業の本店所在地の推移凶参照——戦後は西増加、東低下の傾向、さらに米・加・メキシコのNAFTAによる西南への動向へ、その先はアジア(中国を中心とする)の時代?)で、第二位の日本の企業数でも、利益とともに文化・慈善支援(メセナ・フィランソロピー等)には、まだまだ、利益あつての余技として、「及び腰」ともいわれている。

リストラ体制下、企業会社での企業・資本(その経済的総合力のみならず、財政力、政治力等々の「かたまり」といわれる大企業の社会貢献と共に国際貢献が切望される)の現代的民主的コントロールが必須とされ、その監視体制のネットワークの活性化による連帶的「法意識」の、市民サイドでの醸成・再構築・強化の側面から、「市民・生活者・運動型の会社・企業法」の構築について、まず市民・国民の連帯性が強く望まれる(池島・前掲「リストラ体制下の企業法ネットワークの活性化への提言」法と民主主義二八八号(一九九四年六月)二七頁)。

本稿脱稿後の九四年(平成六)九月二二日午後、「税制改革大綱」(自民、社会、新党さきがけの連立与三党)が決定された。

①消費税の増税(九七年四月から三%↓五%)、

②所得税・住民税の減税（同時に）を柱とする一体の法案とするもの。
（日経新聞九四・九・二三、朝日新聞同日等。）

とくに、中小企業にとっては、大企業を含めて空洞化の動向化、今後のインフレ政策の拡大によって、企業全体のアジア化（とくに中国）とも相まって、リストラ化は、深刻と感じた。

リストラ体制の法構造

年表・99(前世紀末)体制下での円為替レート、 相場変化と国内外の相関

19世紀

- 1871年(明4) 1 \$ = 1 円(旧1両)の金本位制度採用の金貨——新貨条例制定
1897年(明30) 1/2の平価切り下げ
1 \$ = 2 円へ——貨幣法公布——金本位制成立
1899年(明32) 99体制スタート——1900年(米)金本位制採用
19世紀末 台湾等植民地拡大へ

20世紀

- 1913年(大2) 1 \$ = 4 円へ——約70年間に1/4に減価
(日独英仏露の対華借款団)——12年シュンペーター『経済発展の理論』刊
1914年(大3)～18年(大7) 第1次大戦
27年(昭2) 銀行法公布
31年(昭6) 金本位離脱・重要産業統制法
38年(昭13) 国総法・商法大改正
45年(昭20) 敗戦
1949年(昭24) 1 \$ = 360円 単一レート設定
71年(昭46) 1 \$ = 360円→308円(ニクソンショック)
73年(昭48) ドル10%切下げ、円変動相場制へ、円急騰
81年(昭56) 銀行法(54年ぶり全面改正)・商法大改正
90年(平2) 商法改正
93年(平5) 商法改正
円40年間に3.5倍へ
1993年(平5) リストラ体制へ——一連のリストラ支援法(中小企業新分野進出等円滑化法・小規模事業者支援促進法)
8月 細川内閣(7政党・1会派)
8月 韓国、仏TGV落札
11月 行政手続法、環境基本法(実質的企業法の充実へ)
1993～4年(平5～6) 8月～5月 1 \$ = 100円? 1/100の「実体」?
94年(平6) 商法改正、ブレトンウッズ体制50周年
20世紀末 細川内閣、55年体制の崩壊、第2次価格破壊
中国等への「陳謝」の意味
北京～上海の高速道路へ
ネオン等低価格車(経済のアジア化)、ヤオハン(本部・香港)中国・アジア出店

21世紀へ